（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条第３項の規定による身分証明書

写　　真

官職及び氏名
生　年　月　日

年　　月　　日発行

大　臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第33条　環境大臣及び農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、第30条第１項のきていによる届出をして特定国内種事業を行う者に対し、その特定国内種事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定国内種事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定は、第30条第2項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「農林水産大臣」とあるのは、「特定国内種関係大臣」と読み替えるものとする。

3　第１項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6)　略

(7)　第33条第１項（同条第2項及び第33条の５において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(8)・(9)　略

(10)　第41条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第２項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(11)　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。